

Q1 求める人材について教えてください。

労働局は、福島で働く人、仕事を探している人、事業を行っている人に向き合い、支援する行政機関です。労働局での仕事は、毎日多くの人と接し、直接支援を実施するものであり、そこにやりがいを感じることでできる仕事です。

人と接する仕事がしたい方、人とのコミュニケーションを通じ自己の成長を感じたい方の応募をお待ちしています。

Q2 採用実績について教えてください。

過去3年間の採用状況は以下のとおりです。

採用者数の推移 ※ () 内は女性数 ※ [] 内は社会人採用数	令和6年	令和7年	令和8年
厚生労働事務官 共通	17名 [5名] (10名) [3名]	11名 [2名] (6名) [1名]	16名 [5名] (13名) [5名]
厚生労働事務官 労働基準	2名 [0名] (0名) [0名]	4名 [1名] (3名) [1名]	5名 [1名] (2名) [0名]
労働基準監督官 A法文、B理工	A3名 B1名 (A2名)	A5名 B1名 (A2名)	A5名 (A2名)

Q3 労働行政に関する専門的な知識は必要ですか？

採用時に特別な知識は必要ありません。

しかし、労働行政は国民生活に密着し、国民からの関心も高く、新聞などに話題が取り上げられることが多いため、労働行政を志望する皆さんにも、幅広く関心を持ってほしいと思います。

Q4 年次休暇について教えてください。

年次休暇は、毎年20日付与されます。ただし、採用1年目は採用月に応じた日数となりますので、4月1日採用の場合は15日付与されます。また、時間単位の取得もできます。

Q5 ワークライフバランスについて教えてください。

福島労働局では、職員1人ひとりが働きやすく、能力が発揮できるよう環境を整備し、職員の「ワーク・ライフ・バランス」を推進しています。令和6年度の職員平均の有給取得日数は17.5日、男性職員の育児休業取得率は100%となっています。

Q6 給与等について教えてください。

初任給は一般職試験(大卒程度)採用の場合232,000円、一般職試験(高卒者)採用の場合200,300円、労働基準監督官採用の場合233,700円が支給されます。ここから共済掛金、所得税、住民税等が控除され、手取りはそれぞれ、190,000円、160,000円、190,000円程度となります。

また、通勤手当(最高限度額1か月当たり150,000円)、住居手当(最高限度額1か月当たり28,000円)、扶養手当などの各種手当が支給要件に応じて支給されます。また、特定の業務に就いた場合に支給される手当もあります。(令和8年4月現在)

Q7 採用後の研修制度について教えてください。

採用後速やかに、労働行政職員として必要な基礎的知識・心構え・行政の課題などの研修を実施しています。

行政経歴(係員・係長・専門官・課長・幹部など)の節目の時期や、特定の職務または役職に就任した段階での研修や、OJTにより効果的な職務能力の向上を図るための各種研修も実施しています。(埼玉県朝霞市に所属する「労働大学校」にて実施)

Q8 職場の雰囲気について教えてください。

人とのコミュニケーションが仕事であるため、物腰が柔らかい職員が多く、人間関係が良好な職場です！仕事は大変ですが、フォロー体制は十分ですので、安心して働くことができます。

Q9 宿舎などの福利厚生について教えてください。

独身者用宿舎または世帯用宿舎に入居することができます。ただし、戸数に限りがあるため、民間アパートなどの使用をお願いする場合があります(民間アパートなどを使用する場合は住居手当を支給します。)

また、福利厚生制度としては、厚生労働省共済組合制度で、人間ドックや検診などの医療費補助や、団体積立年金、団体生命保険、住宅資金等の貸付などの各種制度があります。

Q10 人事異動はありますか？また、その際は転居を伴いますか？

厚生労働事務官、労働基準監督官とも、原則、概ね2年ごとに、福島県内の部署(福島労働局、福島労働基準監督署またはハローワーク)を異動します。

原則、厚生労働事務官は県外への異動はありません。労働基準監督官は1回(全国の労働局等に2年)の県外異動が予定されています。

局間異動の時期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目以降
厚生労働事務官 (共通・基準)	福島	→	→	→	→
労働基準監督官	福島	→	A局	A局	福島

なお、いずれの採用職種も、本人の希望等により厚生労働省で勤務する場合があるとともに、出産や子育てなど、ワーク・ライフ・バランス確保のため、異動時期等の配慮があります。

Q11 仕事と子育てを両立するための支援制度について教えてください。

出産に際し産前6週間、産後8週間の特別休暇を取得することができます。また、育児休業は子どもが3歳になるまで原則2回まで取得できます。そのほか、早出・遅出勤務や、1日2時間または1年あたり10日相当の範囲内で育児のための時間を取得できる制度もあります。

Q12 男性が利用できる育児に係る支援制度はありますか？

主な支援制度としてはQ11で紹介している育児休業等のほかにも、「配偶者出産休暇」「育児参加のための休暇」「産後パパ育休」などがあります。

当局では、お子さんが誕生した男性職員全員が、育児に伴う休暇・休業について、合わせて1月以上の期間取得しております。